

災害時における給電車両貸与及び充電スポット使用に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）とS&D多摩ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）とトヨタS&D西東京株式会社（以下「丙」という。）とトヨタS&Dフリート西東京株式会社（以下「丁」という。）は、災害時における給電車両の貸与及び充電スポットの使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内（以下「市内」という。）又はその周辺において、大規模な地震災害、風水害その他の災害により、市内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生する恐れがある場合、甲が行う災害対応業務における電力確保を、乙を介して丙又は丁の保有する給電車両等を甲に貸与することにより、円滑に実施することを目的とする。

（給電車両等の種類）

第2条 乙が甲に貸与する給電車両等は、次の号に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリット車
- (3) 前2号に掲げる給電車両から外部給電に必要な機器
- (4) 第1号及び第2号に掲げる給電動車両の充電に必要な設備

（協力要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するために必要があるときは、乙に対して、給電車両貸与要請書（第1号様式）により給電車両の貸与を要請することができる。この場合において、要請を受けた乙は、丙又は丁の所有する貸与することが可能な給電車両を確認し、要請に係る対応について速やかに乙が甲に対して連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、甲は口頭で要請し、事後速やかに当該要請書（第1号様式）を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において応ずるものとする。

（使用用途）

第5条 甲は、第1条に規定する電力確保のほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務のために給電車両を使用できるものとする。

（充電スポットの使用）

第6条 甲が設置する充電設備に不足が生じた場合等、甲に貸し出した電気自動車に必要な電源については、丙が保有する充電スポットを使用し、充電することができるものとする。

2 甲が管理する電気自動車又はプラグインハイブリット自動車の使用に必要な電源についても、前項と同様とする。

(引渡し)

第7条 乙は、第3条の規定による要請を受け、給電車両を貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲に引き渡すものとする。

2 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引渡した場合は、甲に対し速やかに書面（第2号様式）を提出するものとする。

(貸与期間)

第8条 給電車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、大規模停電への対応が収束するまでとし、詳細な期間は甲乙協議の上、決定するものとする。

(返却)

第9条 貸与期間が終了した場合、甲は、速やかに貸与を受けた給電車両を乙に対して返却するものとする。

2 甲が返却を行う場合の場所、日時等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第10条 甲の要請に基づき乙が貸与した給電車両の貸与期間中の費用（電気代、燃料代、その他消耗品に係る費用をいう。）及び充電スポット使用による充電にかかる費用については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申し出があった場合には、この限りではない。

2 前項の費用は、発災直前における適正価格を基礎として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

3 丙及び丁は、甲に貸与する給電車両に対し自賠償保険及び任意保険（以下、総じて「保険」という。）に加入し、その費用は丙及び丁が負担する。

4 甲の責により保険を適用した場合、保険契約の定めにより、甲は丙乃至は丁に対して免責金額を支払うものとする。

5 甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、甲乙協議の上定めた期日までに丙乃至は丁に支払うものとし、支払手数料は甲の負担とする。

(故障対応)

第11条 貸与期間中に提供された給電車両が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が行うものとする。ただし、当該過失が不明な場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

(賠償)

第12条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた給電車両に損害を与え、又は滅失したとき、その賠償が、丙乃至は丁が加入する保険の補償対象外となった場合、甲は丙乃至は丁に損害を賠償する。

(連絡体制)

第13条 甲及び乙は、第3条に規定する手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿(第3号様式)を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。

(不可抗力による免責)

第14条 激甚な天変地異、戦争、内乱又は暴動、法令の改廃又は制定、公権力による命令又は処分、労働争議、輸送機関又は通信回線の事故、交通の途絶、施設又は設備の被災、その他当事者の責めに帰することのできない不可抗力による協定の全部若しくは一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行について、甲及び乙丙丁は責任を負わないものとする。

(平常時の取組)

第15条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練、市内における各種イベント等に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲及び乙丙丁は、災害時における給電車両の有効性について、平常時から広報活動に努めるものとする。

(協定の有効期間及び更新)

第16条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙丙丁のいずれかが別段の意思表示をしないときは、この協定をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙丙丁協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、甲乙丙丁が記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年8月1日

- 甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1
多摩市
多摩市長 阿部 裕行

- 乙 東京都立川市緑町3番地1
グリーンスプリングスE1-6F
S&D多摩ホールディングス株式会社
代表取締役社長 田 村 勝 彦

- 丙 東京都福生市志茂215番地
トヨタS&D西東京株式会社
代表取締役社長 田 村 勝 彦

- 丁 東京都多摩市関戸4丁目8番地の3
トヨタS&Dフリースト西東京株式会社
代表取締役社長 舟 橋 竹 彦

給電車両貸与要請書

年 月 日

S & D多摩ホールディングス株式会社
代表取締役社長 殿

多摩市長

災害時における給電車両貸与及び充電スポット使用に関する協定第3条の規定に基づき、下記のとおり給電車両の貸与を要請します。

記

1 貸与希望日時
年 月 日 時 分から

2 要請台数 台

3 貸与希望場所

施設名	住所	担当者（運転車）	電話番号

4 その他
貸与車両を運転する多摩市の職員は、自己の職員証及び運転免許証を、
乙に提示し確認を受けること。

5 発信者

所属部署	役職名	担当者	電話番号

乙処理欄

--

災害時における給電動車両等の貸与通知書

年 月 日

多摩市長

殿

S & D多摩ホールディングス株式会社
代表取締役社長

年 月 日付で要請のあった貸与について、災害時における給電車両貸与及び充電スポット使用に関する協定第7条の規定により、次のとおり通知します。

記

1 貸与日時

年 月 日 時 分から

2 要請台数

台

3 貸与提供場所

施設名	住所	担当者（運転車）	電話番号

4 連絡担当

所属部署	役職名	担当者	電話番号

甲処理欄

--

協定事務担当者名簿

【多摩市】

1 連絡責任者等

	連絡責任者	副連絡責任者
所属、役職及び氏名		
電話番号		
携帯番号		
メール		
FAX番号		

2 時間外及び休日の場合の連絡先

	第1連絡先	第2連絡先
役職及び氏名		
電話番号		
携帯番号		
メール		
FAX番号		

【S & D多摩ホールディングス株式会社】

1 連絡責任者等

	連絡責任者	副連絡責任者
役職及び氏名		
電話番号		
メール		
FAX番号		